

## 「分かりやすく、使いやすい公共交通ネットワーク 実現会議（丹後地域）」の委員等について

### 1 構成委員の追加

#### (1) 内 容

現在の委員に公安委員会、道路管理者を追加

（これに伴い、規約（別表1）を改正（資料3-1））

#### (2) 理 由

実現会議を、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（平成19年法律第59号）第6条に示された委員により構成することで、同法に基づく「法定協議会」の要件を満たさせようとするもの

### 2 KTR再生計画検討委員会（実現会議の専門部会）の設置

#### (1) 趣 旨

KTRの利便性の向上やサービス改善のための施設の整備を進めるために必要な「再生事業計画」を協議する場を、実現会議に専門部会（規約第6条第4項）として設けるもの

#### (2) 構成メンバー

沿線地方公共団体、鉄道事業者、利用者代表、学識経験者等

（オブザーバー：国土交通省）

### 3 委員以外の者の出席

#### (1) 今回出席を招請している方々

福知山市、舞鶴市

#### (2) 理 由

上記2については、沿線地方公共団体の参加が必須（国の要綱による）であることから、KTRの沿線市町である福知山市及び舞鶴市について、全体の動き等を把握いただくために、本会議にも出席いただくもの。（規約第7条）

## 「分かりやすく、使いやすい公共交通ネットワーク 実現会議（丹後地域）」規約の改正について

### 1 改正の理由

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）（以下「法」という。）の施行に伴い、法第6条第2項を満たすために、新たな委員を加えるほか、所要の改正を行うものである。

### 2 改正の内容

- (1) 実現会議を構成する委員に、公安委員会及び道路管理者を加える。（第5条、別表1関係）
- (2) その他所要の規定整備を行う。

### 3 施行期日

平成19年11月9日

「分かりやすく、使いやすい公共交通ネットワーク実現会議（丹後地域）」規約新旧対照表

| 新  | 旧   |
|--|---|
| <p>(会議)<br/>第7条 <u>会議は座長が招集する。</u><br/>2 座長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。</p> <p>別表1<br/>「分かりやすく、使いやすい公共交通ネットワーク実現会議（丹後地域）」委員</p> <p>地元利用者代表<br/>地元経済界代表<br/>地元商工・観光団体代表<br/>有識者等<br/>交通事業者の代表者等<br/>旅行会社の代表者等<br/>関係地方公共団体の長等<br/><u>公安委員会</u><br/><u>道路管理者</u></p> <p>【オブザーバー】<br/>国土交通省近畿運輸局京都運輸支局長<br/>西日本旅客鉄道株式会社福知山支社長</p> | <p>(会議)<br/>第7条 座長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。</p> <p>別表1<br/>「分かりやすく、使いやすい公共交通ネットワーク実現会議（丹後地域）」委員</p> <p>地元利用者代表<br/>地元経済界代表<br/>地元商工・観光団体代表<br/>有識者等<br/>交通事業者の代表者等<br/>旅行会社の代表者等<br/>関係地方公共団体の長等</p> <p>【オブザーバー】<br/>国土交通省近畿運輸局京都運輸支局長<br/>西日本旅客鉄道株式会社福知山支社長</p> |

【参考】 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 抄

- (協議会)
- 第六条 地域公共交通総合連携計画を作成しようとする市町村は、地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議及び地域公共交通総合連携計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。
- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
- 一 地域公共交通総合連携計画を作成しようとする市町村
  - 二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
  - 三 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者
- 3 第一項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知しなければならない。
- 4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。
- 5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

# 「分かりやすく、使いやすい公共交通ネットワーク実現会議（丹後地域）」規約(案)

## (設置)

第1条 京都府丹後地域においては、北近畿タンゴ鉄道や、路線バス等により公共交通網が形成されているが、これら公共交通ネットワーク全体を、利用者にとって最適なものに改善していくため、「分かりやすく、使いやすい公共交通ネットワーク実現会議（丹後地域）」（以下「実現会議」という。）を置く。

## (所掌事項)

第2条 実現会議は、次の事項について協議、調整及び実施等を行う。

- (1) 利用者にとって、より便利で使いやすい公共交通ネットワークを構築するための諸課題を改善するための計画（以下「改善実行計画」という。）の作成
- (2) 改善実行計画の実施
- (3) 改善実行計画の取組実績の把握
- (4) 改善実行計画の継続的な見直し
- (5) その他、より便利な公共交通ネットワークの実現に向けた取組全般に関すること

## (改善の実行)

第3条 改善実行計画の実施に当たっては、実現会議及びその委員並びに委員の所属団体は、それぞれの立場で、主体的に取り組むものとし、PDCAサイクルに則り改善を継続的に行うよう努めるものとする。

2 委員は、地元住民、地元企業、その他公共交通ネットワークを便利にしようという思いのある者に、改善の取組を働きかけるものとする。

## (情報の公開)

第4条 前2条に係る協議内容及び改善の取組状況等については、広く府民等に情報を提供し、意見を聞くものとする。

## (組織)

第5条 実現会議は別表1に掲げる委員により構成する。

2 実現会議に、実現会議を補佐し、実務的な作業を行うワーキンググループを置き、別表2に掲げる者により構成する。

## (座長)

第6条 実現会議に座長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 座長は実現会議の会務を総理する。

3 座長に事故のあるときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

4 座長は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

5 前項に定める専門部会の構成員は、座長が別に定める。

## (会議)

第7条 会議は座長が招集する。

2 座長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

## (事務局)

第8条 実現会議の事務局は、京都府企画環境部交通対策課、商工部観光・コンベンション室、京都府丹後広域振興局企画振興室及び京都府丹後広域振興局商工観光室により構成する。

(その他)

第9条 この実現会議は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」(平成19年法律第59号)(以下「法」という。)第5条第6項に規定する協議会の性格を有するものとし、継続的に見直される改善実行計画は、法第5条第1項に定める「地域公共交通総合連携計画」に位置づけることができるものとする。

第10条 この規約に定めるもののほか、必要な事項については、座長が別に定める。

附 則

この規約は、平成17年11月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年5月18日から施行する。ただし、第9条の規定は、法の施行の日から適用する。

附 則

この規約は、平成19年11月9日から施行する。

## 別表1

「分かりやすく、使いやすい公共交通ネットワーク実現会議(丹後地域)」委員

地元利用者代表  
地元経済界代表  
地元商工・観光団体代表  
有識者等  
交通事業者の代表者等  
旅行会社の代表者等  
関係地方公共団体の長等  
公安委員会  
道路管理者

### 【オブザーバー】

国土交通省近畿運輸局京都運輸支局長  
西日本旅客鉄道株式会社福知山支社長

## 別表2

「分かりやすく、使いやすい公共交通ネットワーク実現会議(丹後地域)」  
ワーキンググループ

交通事業者の実務担当者  
関係地方公共団体の実務担当者